

# 犯罪の被害に あわれた方へ

高知県警察

高知県警察ホームページ  
【こうちのまもり】  
「犯罪被害に遭われた方へ」



# はじめに

このパンフレットは、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方に

- 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。
- 捜査のためにどのようなご協力をお願いすることになるのか。
- 利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか。

についてお知らせするためのものです。

わからないことや心配なことがあれば、ひとりで悩まずに遠慮なくご相談ください。

## 目次

### 【刑事手続の概要】

1 犯人が20歳以上の場合	-----	1
2 犯人が14歳以上20歳未満の場合	-----	3
3 犯人が14歳未満の場合	-----	3・4

### 【捜査へのご協力のお願ひ】

1 事情聴取	-----	5
2 証拠品の提出	-----	5
3 実況見分などへの立会い	-----	6
4 裁判での証言	-----	6

### 【警察で利用できる支援制度】

1 指定被害者支援要員制度	-----	7
2 被害者連絡制度	-----	7
3 精神的被害回復のための支援—カウンセリングのご案内—	----	8
4 経済的負担の軽減	-----	9・10
5 安全の確保に関する制度	-----	10

### 【刑事手続の情報に関する制度】

1 法務省の各機関における被害者等通知制度	-----	11
2 心神喪失者等から被害を受けた方への支援	-----	12
3 医療観察制度における加害者に関する情報提供	-----	12
4 検察審査会への審査申立て	-----	12

### 【裁判で利用できる制度】

1 意見等聴取制度	-----	14
2 心情等伝達制度	-----	14

### 【その他各種支援・福祉制度】

1 民事上の損害賠償請求制度	-----	14
2 税金の減免・控除	-----	15
3 公営住宅への単身入居、優先入居等	-----	15
4 福祉制度	-----	15

【各種相談機関・窓口】	-----	16～18
-------------	-------	-------

## 【刑事手続の概要】

犯人や犯罪の事実を明らかにし、犯人に刑罰が科せられるまでの流れを「刑事手続」といい、これは大きく、捜査、起訴、公判(裁判)の三つの段階に分かれます。

これらの手続は、犯人が20歳以上の者か20歳に満たない者かによって異なります。

### 1 犯人が20歳以上の場合

---

#### (1) 捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を「捜査」といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者」といい、必要な場合には被疑者を逮捕してから48時間以内に検察官へ引き継ぎます(これを「送致」といいます。)

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者を拘束する(この身柄拘束を「勾留」といいます。)必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。被疑者が勾留されている間にも、警察では様々な捜査を行います(勾留が認められない場合、釈放して任意捜査となる場合もあります。)

被疑者が逃走するおそれがない場合などには、逮捕しないまま取調べを行う任意捜査により、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に引き継ぐこともあります。

#### (2) 起訴

検察官は、勾留期間内に取調べなど必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」といいます(起訴された被疑者を「被告人」といいます。)

被疑者を逮捕しない事件送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

起訴には、通常の公開の法廷での裁判を請求する「公判請求」と、書面審理だけを請求する「略式命令請求」とがあります。

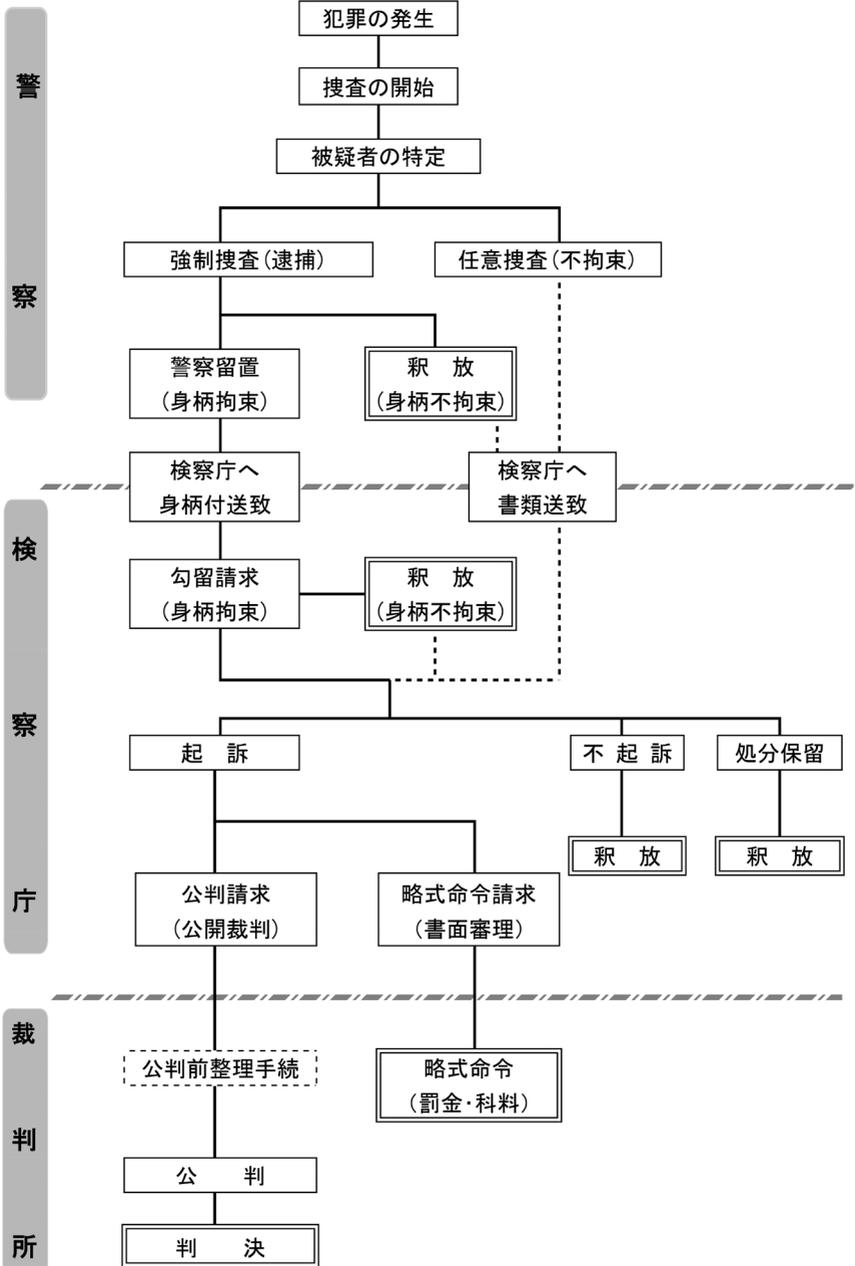
#### (3) 公判

刑事裁判で公開の法廷において、裁判官が検察官・弁護人などの立ち会いの上、被告人の有罪か無罪かを審理する手続を「公判」といいます。

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。

検察官や被告人がその判決に不服がある場合には、さらに上級の裁判所(高等裁判所等)に訴えることができます(これを「控訴」といいます。)

＜一般的な刑事手続の流れ＞



## 2 犯人が14歳以上20歳未満の場合

---

### (1) 捜査等

警察では、犯人が14歳以上20歳未満の少年については、「刑事手続」と同様に捜査を行います。

法定刑（法律で定められた刑罰）が比較的重い犯罪を犯した場合は、検察官に事件を引き継ぎます（これを「送致」といいます。）。

送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、家庭裁判所に事件を送致します。

法定刑が罰金以下の犯罪を犯した14歳以上18歳未満の少年の場合は、取調べや証拠を揃えた後、警察から直接、家庭裁判所に事件を送致します。

なお、18歳及び19歳の少年が犯罪を犯した場合は、「特定少年」として、法定刑の軽重にかかわらず全ての事件を検察官経由で家庭裁判所に送致します。

### (2) 審判

家庭裁判所では、送致された事件について、「審判」（刑事手続でいう「裁判」）を開始するかどうかを決定します。これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で事件処理が終了します（これを「審判不開始」といいます。）。

また、少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

審判では、保護処分（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察など）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

少年が凶悪事件を起こした場合など、家庭裁判所で刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの判決を受けます。

## 3 犯人が14歳未満の場合

---

### (1) 調査等

犯人が14歳未満の少年については、法律上、罰することができないため、警察において調査を行います（14歳未満の少年に対する調査の手続きでは、逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・捜索等の強制処分ができます。）。

警察は、調査の結果、事件を児童相談所に通告するほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと判断するときは、事件を児童相談所に送致します。

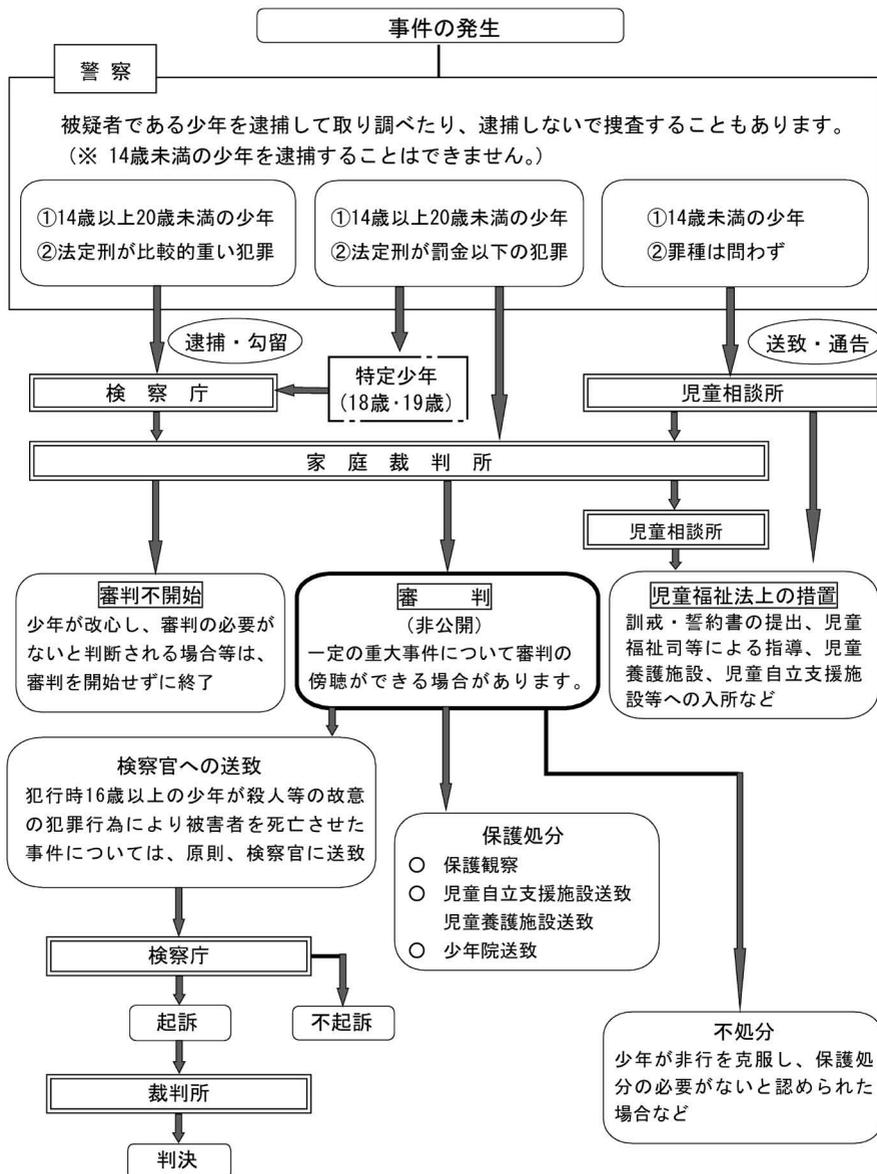
### (2) 児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に児童福祉法上の措置（児童自立支

援施設への入所や里親への委託等) をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送致します。

家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

### < 少年の刑事手続及び審判手続の流れ >



## 【捜査へのご協力をお願い】

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族には、刑事手続上、必要なお協力をお願いすることになりますが、そのことでご負担をおかけすることもあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあわれる方をなくすためにも、是非ともご協力をお願いします。

具体的には次のようなことがあります。

### 1 事情聴取

---

担当の捜査員が、被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。思い出したくないこと、言いたくないこともあるかと思いますが、それは犯罪の証明や犯人の特定に欠くことのできない重要なもので、必要があってお尋ねしています。

詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながりますので、できる限りのご協力をお願いします。

- 警察に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではという不安をもたれるかも知れませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。

詳しくは、10ページの「5 安全の確保に関する制度」をお読みください。

- 事情聴取に当たる捜査員の性別について希望がある場合や、子供さんが被害にあい、事情聴取に保護者の同席を必要とお考えの場合には、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。
- 警察官による複数回の事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることもあります。同じことを繰り返し聞かれるかも知れませんが、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なものですからご理解ください。

### 2 証拠品の提出

---

被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物などを証拠品として提出していただくことがあります。

これは、犯罪を証明するために必要となりますので、ご協力をお願いします。

- 提出していただいた物については、証拠品として保管する必要がなくなれば、裁判が終わらない段階でもお返しいたします（これを「還付」といいます。）。
- 証拠品をまだ保管する必要がある段階でも、所有者の方の請求により、一時的にお返しできる場合もあります（これを「仮還付」といいます。）。この場合、捜査上必要になった際に提出していただくことがありますので、処分しないでください。
- 所有者の方が返却の必要がないと思われるものは、提出のときに「所有権放棄」の手続をしていただければ、証拠品として保管する必要がなくなった時に処分されることになります。

### 3 実況見分などへの立会い

---

被害にあわれた方やそのご家族には、警察官が犯罪の現場等について確認する際に立会いをしていただくことがあります（現場等の状況を確認することを「じっきょうけんぶん実況見分」といい、裁判所の令状に基づいて行う確認を「けんししょう検証」といいます。）。

その際、ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の証明に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

### 4 裁判での証言

---

被害にあわれた方やそのご家族には、犯罪の立証のため、公判（裁判）で証言していただくことがあります（これを「しょうにんもん証人尋問」といいます。）。

裁判においては、様々な制度が用意されています。

詳しくは、13ページの「裁判で利用できる制度」をお読みください。

※ 刑事裁判には、裁判員制度があります。

裁判員制度とは、殺人などの一定の重大な犯罪について、選挙権のある18歳以上の一般の国民から選ばれた裁判員の方に、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加して貰い、裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。

検察官は、裁判関係者と連絡・協力して、被害にあわれた方の知人などが、裁判員に選任されることがないよう配慮しています。



## 【警察で利用できる支援制度】

### 1 指定被害者支援要員制度

警察では、殺人、傷害、性犯罪等の身体に対する被害や重大な交通事故事件等が発生したときに、支援要員として指定された警察職員が、被害にあわれた方やそのご家族の要望や必要に応じて様々な被害者支援活動を行っています。

#### <付添い>

- ・病院の手配、付添、医師への説明
- ・事情聴取、実況見分への付添い
- ・相談への対応
- ・自宅等への送迎（必要のある場合）

#### <ヒアリング>

- ・要望や心配事の相談受理、その対応

#### <説明>

- ・捜査の流れ、刑事手続等の説明
- ・利用できる制度の説明
- ・関係機関、団体の紹介

### 2 被害者連絡制度

警察では、殺人、傷害、性犯罪等の身体に対する被害や重大な交通事故事件等の被害にあわれた方やそのご家族に対して、事件を担当する捜査員が次の事項についてお知らせします。

- **刑事手続及び犯罪被害者のための制度**  
刑事手続及び犯罪被害者のための制度について説明（連絡）します。
- **捜査状況**  
被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。
- **被疑者の検挙状況**  
被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の氏名、年齢などについて連絡します。
- **逮捕被疑者の処分状況**  
逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所について連絡します。

なお、事件のことを思い出したくないなどの理由で、知らせて欲しくないという方は、事件を担当する捜査員にその旨をお話してください。

また、被疑者が20歳未満の場合には、お知らせする内容に若干の違いがあります。

### 3 精神的被害回復のための支援—カウンセリングのご案内—

被害の後には、心や体に思いがけない変化があらわれることがあります。

このような変化は、犯罪の被害にあわれた方だけでなく、その方を支えるご家族にも同様の変化があらわれることがあります。

突然大きなショックを受けた後には誰にでも起こりえることですが、適切なサポートを受けて徐々におさまっていくことが多いといわれています。

- ◇ からだ： 眠れない（寝付けない/途中で起きてしまう）、めまい、過呼吸、吐き気、食欲不振
- ◇ 生活： 人ごみが怖くて外に出られない、被害のことを思い出すものや場所を避ける
- ◇ ところ： 被害のことを思い出す（突然/何度も）、集中できない、怖い、緊張する、物音に驚く、人が信じられない
- ◇ お子さん： 怖い夢を見る、これまでできていたことができなくなる、  
場合 甘えが強くなる

被害にあった後の心と体の悩みは人によって様々ですが、悩み事や困りごとをどこに相談すればいいのかわからず、ひとりで抱え込んでしまう方も少なくありません。

警察では、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の精神的被害の回復を支援するため、公認心理師の資格を有するカウンセラーを配置し、医療機関とも連携するなど、相談・カウンセリング体制を整備しています。

「犯罪被害による精神的なショックへの対処方法」や「支援制度、専門機関・窓口」のご紹介のほか、困っていることや今のお気持ちを話していただき、どのように対応していけばよいかを話し合っ、心や体の調子を取り戻すお手伝いをしています。

カウンセラーによる対応を希望される方は、事件を担当する捜査員又は



警察本部被害者支援室

☎(088) 826-0110

犯罪被害者ホットライン

☎(088) 871-3110

までお問い合わせください。



## 4 経済的負担の軽減

### (1) 公費負担制度

警察では、被害にあわれた方やそのご家族の精神的・経済的負担を軽減するため、次の費用を公費で支出しています。

- ・ 性犯罪被害にあわれた方への初診料、診断書料、緊急避妊処置費用、検査費用など
- ・ 一定の重大な犯罪により怪我をされた方への初診料、診断書料
- ・ 司法解剖後のご遺体の搬送費、死体検案書料
- ・ 被害の影響により、精神科、心療内科等を受診した場合の医療費
- ・ 自宅に戻ることができなくなった場合に一時的に避難するための宿泊費用
- ・ 自宅で事件が発生し、専門業者によるハウスクリーニングが必要になった場合の費用

全ての事件が支出対象となるわけではありませんので、詳しくは担当の捜査員にお問い合わせください。

### (2) 犯罪被害給付制度

故意の犯罪被害によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり、後遺障害が残った被害者の方に対して、労災保険等の公的補償や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合に、国が給付金を支給する制度です。

給付金は一時金として支給されるもので、その種類は次のとおりです。

#### ◆ 遺族給付金

- 1 ①被害者の配偶者
  - 2 被害者の収入により生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
  - 3 上記以外の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹
- ※ このうち第1順位の遺族の方が遺族給付金の支給を受けることができます。

#### ◆ 重傷病給付金

故意の犯罪行為により、「療養の期間が1か月以上、かつ、3日以上入院」を要する重傷病を負った方（PTSD等の精神疾患の場合は「療養の期間が1か月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度」であることを支給の要件とします）に、3年間で限度として、保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額が支給されます。

#### ◆ 障害給付金

故意の犯罪行為により、障害（障害等級1～14級）が残った方

支給額は、被害にあわれた方の年齢や勤労による収入の額に基づいて算定されます。ただし、原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有しない方で、かつ、日本国内に住所を有しない方は支給できません。

また、被害者の方に不注意又は不適切な行為がある場合などには給付金の全部又は一部が支給されないこともあります。

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に行いますが、手続は警察署又は警察本部に、申請書と必要書類を提出してください。

なお、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過した場合には申請ができません。ただし、加害者により身体の不自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り申請することができます。

詳しい内容や申請の手続方法については、



警察本部被害者支援室

☎(088)826-0110

犯罪被害者ホットライン

☎(088)871-3110

までお問い合わせください。

## 5 安全の確保に関する制度

---

### (1) 再被害の防止・保護対策

警察では、被害にあわれた方やそのご家族が、再度、加害者（犯人）等から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた警戒措置を行い、要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には、加害者の釈放などに関する情報を提供して安全の確保に努めています。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者、総会屋などで、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがある場合には、被害者の方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

もし、犯人や暴力団等から、生命、身体に危害を加えられるような脅しなどを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

### (2) DV（配偶者からの暴力）、児童虐待等の被害者の保護

警察では、DV事案や、児童虐待、ストーカー事案等の被害にあわれた方の安全を確保するため女性相談支援センターや児童相談所と連携し、被害を防止するための必要な援助や安全対策を行っています。

詳しくは、担当の捜査員や女性相談支援センター、児童相談所にお問い合わせください。



高知県女性相談支援センター

☎(088)833-0783

高知県中央児童相談所

☎(088)821-6700

## 【刑事手続の情報に関する制度】

### 1 法務省の各機関における被害者等通知制度

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害にあわれた方やそのご家族に対し、ご希望に応じて、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度（「被害者等通知制度」）があります。

通知を受けることができる事項は、

- ① 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- ② 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- ③ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- ④ 加害者の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等上記①～③に準じる事項
- ⑤ 有罪裁判確定後の加害者に関する事項（収容されている刑務所の名称・所在地、釈放予定年月、刑務所における処遇状況、刑務所からの出所に関する情報等）
- ⑥ 死刑を執行した事実

などです。これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者（少年）の少年院における教育状況や保護観察中の処遇状況等については、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、通知を受けることができます。

通知を受けることができる事項は、

- ① 収容されている少年院の名称・所在地、入院年月日
- ② 少年院における教育状況
- ③ 出院年月日
- ④ 仮退院審理に関する事項（仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等）
- ⑤ 保護観察中の処遇状況等に関する事項  
（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等）

などです。

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合は少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合は保護観察所です。

なお、検察庁において、被害にあわれた方やそのご家族が再び被害にあうことのないように転居その他犯人との接触を避ける措置をとる必要があり、検察官が通知を行った方がよいと認めたときには、受刑者の釈放直前における釈放予定の時期や釈放された後の住所地について通知がなされることがあります。

これらの制度の詳しい説明については、担当の検察官や被害者ホットライン（検察庁）にお問い合わせください。



高知地方検察庁「被害者ホットライン」 ☎(088) 872-9190

## 2 心神喪失者等から被害を受けた方への支援

---

一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が心神喪失等（精神の障害のために善悪の区別がつかない状態）を理由に不起訴処分あるいは無罪となった場合などには、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てを行います。

裁判所は、この申立てを受けて医療観察法の審判を行い、指定病院への入院又は通院の決定、医療を行わない旨の決定などをします。

被害にあわれた方やそのご家族は、申出をすることによって、審判を傍聴することができます。また、審判の結果などについて裁判所からの通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

## 3 医療観察制度における加害者に関する情報提供

---

加害者が医療観察制度の対象となった場合、保護観察所への申出により、加害者に関する次のような情報の提供を受けることができます。

- ① 加害者の氏名
- ② 処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了）とその開始年月日又は終了日・事由
- ③ 加害者と保護観察所の接触状況
- ④ 地域社会における処遇中の保護観察所による加害者との接触状況

## 4 検察審査会への審査申立て

---

検察官は、事件の捜査を行った上で、起訴するか、不起訴とするかを決定します。

被害にあわれた方やそのご家族、又は犯罪を告訴・告発した方は検察官が事件を不起訴処分としたことに対して、その処分を不服として検察審査会への申立てを行うことができます。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。また、被害にあわれた方からの申立てがなくとも、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。



高知検察審査会

☎(088)822-0639

## 【裁判で利用できる制度】

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族が刑事裁判に参加したり、証言したり、裁判の記録を見たい場合、様々な支援制度があります。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所、日本司法支援センター（法テラス）にお問い合わせください。

制度	内容	問合せ先
刑事事件記録の閲覧・コピー	第1回公判期日の後、裁判所にある刑事事件の記録の閲覧やコピーができます。	検察庁 裁判所
被害者情報の保護	性犯罪等の被害にあわれた方の氏名や住所等について、裁判で明らかにしないよう求めることができます。	検察庁
裁判で証言する場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【証人への付添い】 家族やカウンセラーに付き添ってもらうことができます。</li> <li>・【証人の遮へい】 被告人や傍聴席から見えない状態で証言することができます。</li> <li>・【ビデオリンク方式での証言】 別室からモニターを通じて証言することができます。</li> </ul>	検察庁
意見陳述	犯罪被害に関する心情や意見を述べるすることができます。	検察庁
裁判の優先傍聴	被害にあわれた方やご家族の申出があれば、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮がされます。	検察庁 裁判所
刑事和解	被告人と和解（示談）した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。	裁判所 検察庁
被害者参加制度	殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害にあわれた方やご家族は、裁判所の許可を得て刑事裁判に参加することができます。	検察庁
被害者参加旅費等支給制度	刑事裁判に被害者参加人として出席した場合、旅費や日当が支給されます。	法テラス 裁判所
被害者国選弁護制度	被害者参加をされる方が、資力が基準額に満たない場合には、弁護士の援助を受けられるよう、国が弁護士報酬及び費用を負担します。	法テラス
損害賠償命令制度	殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害にあわれた方やご家族は、裁判所に対し、加害者に損害賠償を命ずるよう求める申立てをすることができます。	裁判所 検察庁

また、少年犯罪による被害にあわれた方には、次のような制度があります。

制度	内容	問合せ先
少年事件記録の閲覧・コピー	審判開始の決定があった後、裁判所にある少年事件の記録の閲覧・コピーができます。	家庭裁判所
意見聴取制度	裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べるすることができます。	家庭裁判所
少年審判の傍聴	殺人、傷害事件等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の事件で被害にあわれた方やご家族は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。	家庭裁判所
審判状況の説明	審判の状況について説明を受けることができます。	家庭裁判所
審判結果の通知	少年審判の結果等の通知を受けることができます。	家庭裁判所

詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。



高知家庭裁判所  
日本司法支援センター高知地方事務所（法テラス高知）

☎(088) 822-0340  
☎050-3383-5577

## 【加害者の処遇に意見を述べる制度】

### 1 意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、被害にあわれた方やそのご家族は、申出により、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定などに当たって考慮されます。

詳しくは、地方更生保護委員会にお問い合わせください。



四国地方更生保護委員会

☎ (087) 822-5090

### 2 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害にあわれた方やそのご家族の申出に応じて、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。

保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、保護観察所にお問い合わせください。



高知保護観察所

☎ (088) 873-1090

法務省の更生保護における犯罪被害者等施策ホームページ →



## 【その他各種支援・福祉制度】

### 1 民事上の損害賠償請求制度

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第709条）に該当し、被害にあわれた方やそのご家族は、加害者などに対して損害賠償を請求することができます。

不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害にあわれた方々が申立てなどを行う必要があります。

詳しくは、裁判所や弁護士会にお問い合わせください。

なお、損害賠償命令制度については、13ページの「裁判で利用できる制度」をご覧ください。



高知弁護士会（法律一般相談）

☎ (088) 822-4867 《相談予約電話》

## 2 税金の減免・控除

---

医療費を支払ったり、身体に障害が残った方に対しては、次のような「所得控除」が認められる場合があります。

○ **医療費控除**

1年間の医療費が10万円を超えた場合など、納税者ご本人や生計を同じくする配偶者その他の親族のために支払った医療費に応じて、一定の額が控除されます。

○ **障害者控除**

納税者ご本人やその納税者の生計を同じくする配偶者又は扶養親族が障害者である場合には、27万円（特別障害者である場合は40万円、同居特別障害者である場合は75万円）が控除されます。

○ **寡婦控除・ひとり親控除**

納税者ご本人が寡婦又はひとり親で一定の要件に該当する場合には、寡婦の方には27万円、ひとり親の方には35万円が控除されます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

## 3 公営住宅への単身入居、優先入居等

---

配偶者からの暴力事案の被害者については、同居親族要件が緩和され、単身入居が可能な公営住宅（県営住宅・市町村営住宅）があります。

また、犯罪行為により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方について、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

その他、緊急に公営住宅へ入居する必要がある方や単身者についても対応できる場合がありますので、詳しくは、県又は市町村の公営住宅管理担当窓口までお問い合わせください。

## 4 福祉制度

---

収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活が困っている方に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度があります。

福祉制度は、個々具体的な事情により取扱いが異なりますので、詳しくは、各自治体や福祉事務所にお問い合わせください。

## 【各種相談機関・窓口】

### 1 高知県警察の相談窓口

相談内容	窓口	電話番号
犯罪被害者支援窓口	高知県警察本部警務部県民支援相談課 被害者支援室	(088) 826-0110 (代表)
犯罪被害による心の悩み 相談	犯罪被害者ホットライン	(088) 871-3110
困りごと相談 警察に対する意見・要望	警察総合相談電話	#9110 (088) 823-9110
性犯罪被害に関する相談	性犯罪被害相談電話全国共通ダイヤル	#8103 0120-774-110
性犯罪・DV・ストーカー 等に関する相談	性犯罪・DV・ストーカー等に関する相談	(088) 873-0110
少年に関する相談	高知県警察本部生活安全部少年課 少年サポートセンター	(088) 825-0110
	ヤングテレホン	(088) 822-0809
暴力団等の被害に関する 相談	暴力団相談電話	(088) 822-8930

### 2 高知県犯罪被害者等支援相談窓口

高知県文化生活部県民生活課では、犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、専任の相談員が電話や面接で相談に応じています。また、犯罪被害からの回復に必要な資金の一部を補助する制度があります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

●高知県犯罪被害者等支援相談窓口 ☎(088) 823-9340

高知県の犯罪被害者等支援に関するホームページ →



### 3 検察庁における相談窓口

---

全国の地方検察庁には、専用電話「**被害者ホットライン**」が設置され、犯罪の被害にあわれた方からの被害相談や事件に対する問合せに応じています。

夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスでの利用が可能です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

- 高知地方検察庁「被害者ホットライン」 ☎(088)872-9190  
法務省の犯罪被害者支援に関するホームページ →



### 4 保護観察所における相談窓口

---

全国の保護観察所には、被害者担当官及び被害者担当保護司が配置されています。

犯罪の被害にあわれた方からの電話や来庁による相談、問合せに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

- 高知保護観察所 ☎(088)873-1090  
法務省の更生保護における犯罪被害者等施策ホームページ →



### 5 日本司法支援センター高知地方事務所「法テラス高知」

---

日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき、国が設立した法人です。

被害にあわれた方やそのご家族に対し、被害後の状況やニーズに応じて、必要な情報の提供や法律援助など様々な支援を行っています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

- **民事法律扶助業務**

経済的に困りの犯罪被害者の方に対して、無料で法律相談を行い、民事裁判手続における弁護士費用等を立て替えます。(一定の条件に該当している方に限ります。)

- **国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務**

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人の意見を聞いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。

- 日本司法支援センター高知地方事務所（法テラス高知） ☎050-3383-5577

法テラスホームページ →



## 6 認定特定非営利活動法人「こうち被害者支援センター」

---

こうち被害者支援センターは、社会全体で被害者を支える気運を高めることを目的とする民間の団体で、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の被害の回復や軽減のために様々な支援活動を行っています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

- 認定NPO法人こうち被害者支援センター ☎(088)854-7867  
こうち被害者支援センターホームページ →



## 7 公益財団法人犯罪被害救援基金

---

犯罪被害救援基金は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重障害を受けた方の子弟に対する救済事業を行うことを目的として設立された公益財団法人で、次のような事業を行っています。

- 学生、生徒及び児童に対する奨学金又は学用品費の給与
- 学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談

- (公財) 犯罪被害救援基金事務局 ☎03-5226-1020  
犯罪被害救援基金ホームページ →



## 8 公益財団法人暴力追放高知県民センター

---

暴力追放高知県民センターは、暴力団排除活動の中核として、暴力団に関するトラブルのあった方への支援と助言を積極的に行っています。

特に、暴力団犯罪の被害にあわれた方に対しては、次のような支援を行っています。

- 民事訴訟費用の無利子貸付
- 見舞金の支給
- 専門的な知識を有する相談員による相談受理

- (公財) 暴力追放高知県民センター ☎(088)871-0002

【担当者】

警察署 課 係  
氏名  
☎ (内線 )

警察署 課 係  
氏名  
☎ (内線 )